

件名：	合理的配慮の提供を支援する助成金制度の創設について
担当課：	健康福祉部 障がい福祉課 障がい者支援担当(電話:083-934-2794)

事業者や団体などが、障がいのある方にとって必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の助成を開始します。

【事業概要】

障がいのある方への合理的配慮の普及を図り、障がいのある人もない人も、自分らしく共に暮らせるまちづくりを推進するため、事業者等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、その費用の全部又は一部を助成するもの。

■対象者 事業者、市内の地域団体、市内に事務所を有する市民活動団体
(設置場所は市内に限る)

■対象経費 ①コミュニケーションツール作成費
点字メニューやコミュニケーションボード等、合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費

②物品購入費
筆談ボードや段差解消スロープ等、合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品の購入に係る経費

■補助額 上限5万円

■予算額 100万円

■受付期間 平成30年8月1日(水)受付開始

■受付窓口 山口市健康福祉部障がい福祉課(山口総合支所1階)

■申請方法 まずは上記窓口へご相談ください

* 申請書類等の詳しい内容は本市ウェブサイトに掲載

【本市における合理的配慮の取組】

・「山口市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、市職員を対象に合理的配慮に関する研修会の実施や、障がいのある方からの苦情や相談に的確に対応するための相談対応責任者の配置等を実施。

・山口総合支所福祉総合相談窓口における、タブレット端末のテレビ電話機能を利用して手話の遠隔通訳を行う「遠隔手話通訳サービス」の導入や、軽度・中度の難聴がある方とのコミュニケーションを改善する「対話支援機器」の設置。

・電波を使って直接補聴器に音声を伝えることができる「補聴援助システム」を導入し、聴覚に障がいのある方が会議等に参加しやすい環境を整備。